

CTG 建設労働組合ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com



建交労群馬県本部委員長 藤嶋 研

安倍政権は、外敵から「国土の安全」と「国民の命を守る」ことを掲げ安保法制を強行成立させ、わざわざ南スーダンに外敵を求めて自衛隊を派遣しました。しかし本場の危険は、地震大国日本であり、台風の通り道日本であり、対米従属国日本であり、残業規制のない潜在的ブラック企業がはびこる日本であることが昨年の事件は証明しています。

西年の今年、アベノミクスの失敗がいつ私たちの生活を襲うことになるかわかりません。安倍政権に追従している地方自治体においても、住民の生活を守るすべを持ち合わせていません。最低賃金、公契約条例、生活保護、国民健康保険証といったセーフティネットへの対応が消極的です。

こういふとき何をすべきかと言えば、立憲主義の徹底、沖縄県民と連帯した民主主義の徹底、安保法制の廃止、必要な法的規制、とすることが出来ます。すべて国会に関わることで、ひとことと言えば「安倍政権打倒」です。

そこで、年頭の一句「政権の安保法制のちトリ」。



あけましておめでとうございます。昨年は全国各地で大震災、台風、大火災により沢山の人が被災しました。沖縄県では、権力の横暴により県民の意思が抑圧され、一流企業？電通では社員の過労自殺がありました。

**新年あけましておめでとうございます
安倍政権打倒し立憲主義をとりもどそう**



建築支部やダンプ支部の組合員にとって頭の痛い、確定申告の時期がやってきました。組合では毎年この時期に組合事務所において、下表のように毎日曜日に税金相談課を実施しています。「確定申告は大変」「税務署は苦手」という人は組合の税金相談会に参加してみてもいいでしょうか？「組合の税金相談会は安心・簡単・早い」と大好評です。毎年、相談会への参加者は増えています。

【必要書類を持ってお越しください】



- ① 昨年の確定申告書の控え（無くてもできるが、あると作成がスムーズに）
- ② 売上・経費のわかるもの（組合の自主計算書等で集計してあると作成が早い）
- ③ 国民健康保険料の支払通知

税金相談は組合へ

書又は領収書

④ 国民年金の支払い証明書（無いと控除できない）

⑤ パート所得のある配偶者は源泉徴収票

⑥ 生命保険料、地震保険の控除証明書など

⑦ 住宅ローン控除（2年目以降は銀行の残高証明書だけで良いが、初回の場合は請負契約書、不動産登記簿謄本、住民票の写しが必要）

あなたの周りに確定申告で悩んで知る人はいませんか？気軽に組合の税金相談会にさそって参加してください。



マイナンバーと確定申告

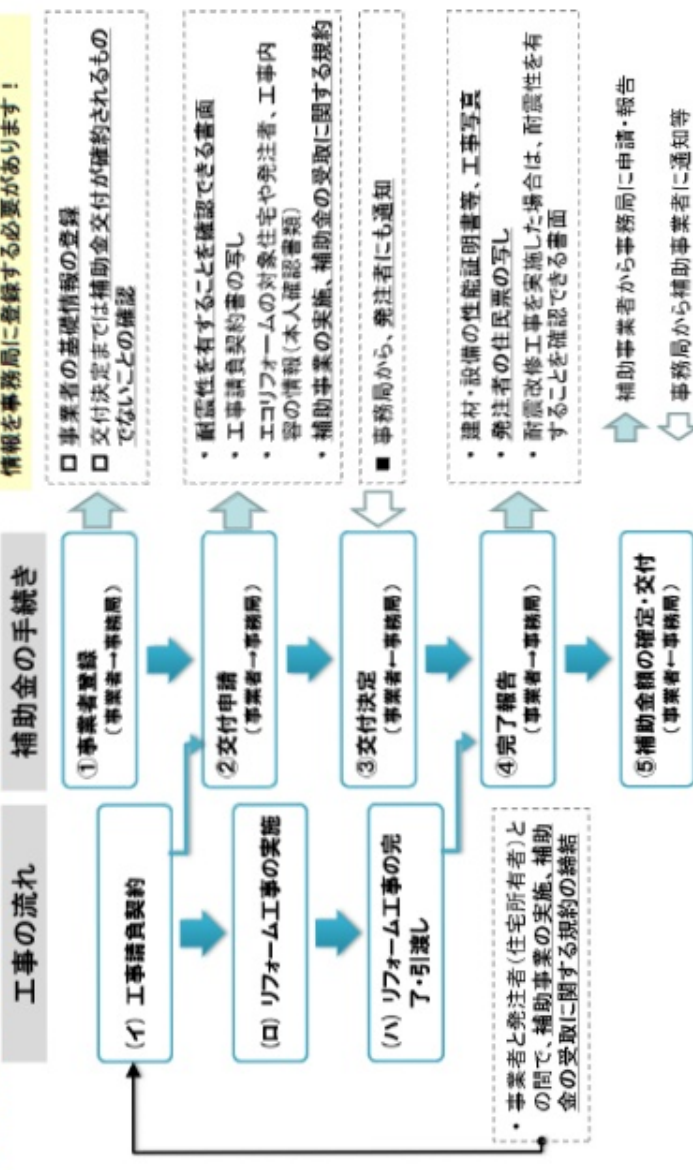
情報漏えいなど様々な問題が指摘されているマイナンバーですが、2016年分の申告書から、本人だけでなく扶養家族のマイナンバーも記載する欄があります。さらに番号を記載する場合は、通知カードのコピーと運転免許証のコピーを添付することが求められます。

しかし国税庁は、番号未記載でも確定申告書は受理すること、不利益や罰則はないことを明らかにしています。

日	時	会 場
2月12日(日)	午前9:00 ～ 正午まで	〒371-0023 前橋市本町 3-11-12 建交労群馬 県本部事務所
2月19日(日)		
2月26日(日)		
3月5日(日)		

補助金の申請手続き等

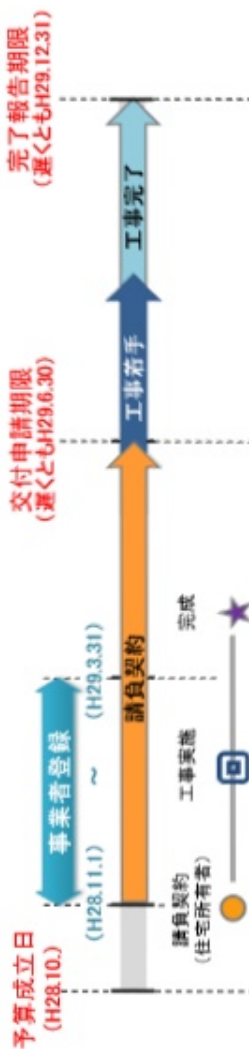
○補助事業の進め方・手続き



○申請期限等

※ 正式な申請期限等は、事務局より申請マニュアルやホームページ等でお知らせ

工事着手(請負契約) : 予算成立日と事業者登録を行った日のいずれか遅い日以降
 工事完了 : 上記の工事着手日 ~ 遅くとも平成29年12月31日(予定)
 事業者登録 : 平成28年11月1日(予定) ~ 平成29年3月31日
 補助金交付申請 : 平成29年1月18日(予定) ~ 遅くとも平成29年6月30日(予定)
 完了報告 : 遅くとも平成29年12月31日(予定)まで



○事業者登録について

登録事項: (法人の場合) 法人名称、法人番号 (個人事業主の場合) 屋号、個人事業主の氏名
 (法人・個人) 建設業許可を有している場合は許可番号 等
 登録事業者のうち、建設業許可業者、リフォーム瑕疵保険の登録事業者及び登録住宅リフォーム事業者団体の構成員である事業者については、事務局のホームページ上で公表(予定)

【お問い合わせ先】

住宅ストック循環支援事業事務局 TEL 0570-069-888 ホームページ <http://stock-jutaku.jp>

リフォーム事業者向け

住宅ストック循環支援事業 ～エコリフォームに対する支援～

持ち家の省エネ性能を向上させるリフォーム(エコリフォーム)に対して補助します。

次の要件をすべて満たすリフォーム工事が対象。

- ① 自ら居住する住宅について、施工者に工事発注して、エコリフォームを実施すること
- ② エコリフォーム後の住宅が耐震性を有すること
- ③ 補正予算成立日と事業者登録した日のいずれか遅い日以降に、工事着手すること

○補助の概要

対象工事

- ① 開口部の断熱改修 ※1 (ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換)
- ② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修 ※1 (一定量の断熱材を使用)
- ③ 設備エコ改修 ※1 (エコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事)

【エコ住宅設備】太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓

①～③のいずれかと併せて実施する以下の改修工事等も対象

④ 併せて対象とするリフォーム等

- A. バリアフリー改修(手すり設置、段差解消、廊下幅等の拡張)
- B. エコ住宅設備の設置 ※1 (1種類又は2種類の設置)
- C. 木造住宅の劣化対策工事 ※2 (土間コンクリート打設等)
- D. 耐震改修
- E. リフォーム瑕疵保険への加入

※1 ①、②の断熱改修及び③、④-Bのエコ住宅設備は、事務局に登録された製品のみが対象

※2 リフォーム瑕疵保険に加入するものが対象

補助額

実施したエコリフォームの工事内容に応じた補助額(次頁)の合計額を補助

補助限度額

30万円/戸 (耐震改修を行う場合 45万円/戸)

○補助事業におけるリフォーム事業者の役割

- 事業者の方々に、補助事業者として、申請手続き等を行っていただきます。
- 補助金は、住宅所有者等に、全額を還元していただきます。



国土交通省 住宅局